

「雇用法」成立直後の経過について

平 井 規 之

(1)

本稿では、1946年「雇用法」成立後数年間にわたる法実施の経過を検討することによって、「雇用法」がどのような意味でアメリカ合衆国における財政政策の進化の受け皿となったかを明らかにする。

このような検討がなぜ必要かは、法の内容そのものが指示している。「雇用法」は、「最大限の雇用、生産、および購買力を促進することが、連邦政府の持続的政策かつ責任である」ということを「政策の布告」として宣言し、そのことによってアメリカ財政革命の途上での画期的なメルクマールをなしているにもかかわらず、この立法の目的を実現するためにいかなる政策措置に依拠するかについては言及していない。もちろん、「雇用法」の原案である「完全雇用法案」の提案者の側には特定された政策提起があった。「失業ギャップ」を埋めるための「補整的スペンディング」がそれであった。しかし、法制定に至る「完全雇用法案論争」の過程でこの政策提起が削除され、この削除を犠牲にした妥協によって初めて法は成立した。法成立の時点では、議会構成メンバーをはじめとする人々のあいだで「政策の布告」という立法の一般的目標をめぐるコンセンサスは達成されたけれども、この目標を実施する政策措置についてのコンセンサスは達成されていなかったのである。したがって、「雇用法」の意義は、その制定後の法の実施過程がいかにして実現されたかを見ることによって明らかになる。「雇用法」の意義は、それを実際に動かしてみなければ分らないという仕組みになっているのである。

さて、ここで検討対象となるのは、法成立後1950年代初めに至る時期である。この時期は、

「雇用法」成立にまで至る時期と異なり、立法の一般的目標を実現するための財政金融政策について一応のコンセンサスが達成された時期として重要である。こう指摘することは、1946年「雇用法」の成立をアメリカ財政革命途上の決定的メルクマールとみなすことと矛盾するものではない。われわれは、アメリカ合衆国における財政政策構想の展開を一定の時期区分において見て行く立場をとる。その都度の時期にはその都度の意味が与えられる。それぞれの時期は、全体としての財政政策構想の進化と発展の流れにおける特定の意味をもっている。そのような捉え方のうえで本稿の対象時期の意味をおさえることがここでの課題である。したがってまた、本稿の対象時期における財政政策上のコンセンサスの達成は、何かある「完成」点への到達を意味するものではない。文字通り、一応のコンセンサスが達成されたことが重要である。

(2)

1946年「雇用法」が実施に移されるに際して、さしあたりまず必要であったのは、大統領が「経済諮問委員会」(CEA)とその委員長を指名することであった。CEAが大統領に対して経済報告を行い、この報告が——大統領によるコメントが付されるにせよ付せられないにせよ——「大統領経済報告」として上下両院「合同経済委員会」(JEC、初めは「経済報告合同委員会」)に提出され、そこでの検討に付されるという法の規定が与えられているから、法実施の第1歩はCEAとその委員長の指名であった。そこでまず、初期CEAの実績を見ておくことにする。

「雇用法」公布から最初のCEAの指名まで約半年の遅れがあったが、それはトルーマン大統領

の側に何らかの不満感があったわけではなく、終戦から平時への転換に伴う諸事多難がしからしめたものであろう。むしろトルーマンは、CEAの人選に慎重に対処し、政治の論理が人選に入り込めないうえに努めて注意を払った¹⁾。このことは、新しく発足する機関としてのCEAの性格を規定するうえで意義のあることであった。「雇用法」はCEAのメンバーが、「その訓練、経験、および造詣の結果として、経済的發展を分析し解釈し、セクション2 [政策の布告] に唱われた政策に照らして政府のプログラムと活動を評価できる特別の資格を有する人」であるべきことを特定していた。トルーマンは、いわゆるポリティカル・アポイントメントをぜひとも避けようとしたのである。

初代CEAに指名されたのは、委員長としてノース(Edwin G. Nourse)、副委員長としてキーザリング(Leon H. Keyserling)および委員としてジョン・クラーク(John D. Clark)であった。

初代CEAの行政的側面での特徴として指摘されるのは、ノースと他の2人の委員、とりわけキーザリングとのあいだの資質の相違である²⁾。ノースはより多くペダグギックな学者であり、CEA、とくにその委員長の役割は大統領にテクニカルな情報を提供するにとどまるべきであると考えていた。CEAの委員長が大統領のプログラムの形成に参加したり、日々の決定に関与したりすることはノースの好まないところであった。他方、キーザリングは、CEAの任務を大統領に対するたんなる助言の域をこえたもっと広い意味においてとらえ、ノースと異なり、議会で証言に立つこともこばまなかった。CEAの役割に関するこの見解の相違は、ノースがCEA委員長を中途辞任する理由の一端をなしていたと言ってよい。

しかし、CEAの行政上の意義について2人のあいだにいかに見解の相違があったにせよ、政策の理論的内容については逆に異なるところはほとんどなかった。両者とも、「フィスカル・ポリシ

」の回避という点では一致していた。それはのちに見る通りである。ここではむしろ、CEAの初代委員長がノースのようなどちらかと言えば大統領の陰に隠れて人目につかないことを望んだ人が指名されたことが「雇用法」発足にあたって幸運なことであったかもしれないということを指摘しておくべきであろう。CEAが議会の決定によって設置された機関であったとしても、その初代委員長があまり派手に動くことはCEAの存続そのものにとってよいことではない。大統領に対して超党派の「客観的な」情報を提供することに自己の役割を限定したノースは、そのことによって、「雇用法」発足の過程をスムーズに進行させたと言ってよい。

さて、ノースがCEA委員長の役割をかなり控えめなものと理解していたとしても、また彼が理解した政策のドクトリンがどのようなものであったとしても、1つだけ確実なことは、ノースが「雇用法」を画期的な立法として評価していたことである。それは、CEAが大統領に提出した最初の報告において、「雇用法」をオリジナルな提案の「水割り版」(watered-down version)にすぎないとみなす見解に対する批判として与えられている。すなわち、「雇用法」は、「オリジナルな提案の「かなりの水割り版」であるとしばしば言われるけれども、それは実際には法的効力はもとより多大の融通性をもつ広範な権能付与条令(an enabling act)をなしている。それは無意味な口先だけの妥協の産物では全くない。……「連邦政府の必要と義務および全国的政策の他の不可欠の考慮要件と両立するすべての実行可能な手段を用い、法に明示された目標——最大限の生産、雇用、および購買力——のために「すべての連邦政府の計画、機能、および資源を統合し利用する連邦政府の責任」をこのようにはっきりと述べた法がいかにしたら「水割りされたもの」とみなされるかを理解するのはむずかしい」。こうして、国民の自然的資源の最大限の生産的使用を促進し、そのことによって、自己の労働を必要物の供給に用いようと願う人々に実際的に可能な限り豊かな仕事の機会を与えるというこの目標を追求する権能が

1) Hugh S. Norton, *The Employment Act and the Council of Economic Advisers, 1946-1976*, U. of S. Carolina P., 1977, pp. 103-104.

2) 同上, pp. 110-113.

大統領と行政機関全体および議会の両院に付与されているのである」³⁾。

こうして、初代 CEA、すなわちノース委員会は、「雇用法」実施にたずさわった最初の委員会として「雇用法」制定上の立法目標がゆるがせにできないことを正当にも宣言した。これは歴史的に重要なことであった。

同時に、ノース委員会は、CEA のスタッフ体制を固めた。CEA はもともと例えば予算局フィスカル部門に代わる機関であるとは理解されていなかったし、また既存のそのような機関よりも大きな規模をもつものともされていなかった。そこで CEA は、統計数字やデータの収集は商務省をはじめとする既存の機関のサービスに依拠すると同時に、データの政策上の含意を説明することにたけた専門家をスタッフとして集めた。国民所得の計測と解釈ですでに国際的に知られていたゲアハード・コルム (Gerhard Colm) が予算局フィスカル部門から抜擢され、CEA の事実上の参謀長格になったのは最も著名な例である。アメリカの財政革命は、1930 年代後半と 1940 年代前半のたかだか 10 年内外の期間にゲアハード・コルムのような国民所得勘定の専門家を生み出していた。1920 年代に始まるサイモン・クズネツの気の遠くなるような推計の努力は、ここに着実に実を結びつつあった。

他方、パンフレット *Economic Indicators* についてもふれておく必要がある。予算局フィスカル部門の計測作業から出てきた当然の帰結として、同部門は 1946 年初めに雇用、生産、および価格の動向をチャート化して集めた『エコノミック・インディケイターズ』というパンフレットを発刊した。これは当初は大統領やキャビネット・メンバーを初めとする限られた人々に配布されていた。CEA 発足後、CEA メンバーも配布対象となったが、CEA はこのようなパンフレットの発行を自己の業務の中に組み込もうとした。CEA の意図は、それを国民全体に開放することにあった。CEA

には、もとより、この企画を支える予算上の裏付けはなかった。結局、JEC がそれを引受けることとなり、1949 年 6 月以来、『インディケイターズ』は「合同委員会文書」として月刊で発行されることになった⁴⁾。こうしたパンフレットや『大統領経済報告』によって、例えば議会における無意味な言葉いじりとたんなる「信仰箇条」のぶつけあいといった議論の質が克服されたとはけっして言えないけれども、少なくとも具体的なデータにもとづく議論が行われるべき土台が据えられたことが重要である。

さて、この項の最後に、初期 CEA を把えていた政策上のドクトリンの特徴を見ておくことにしよう。

最初の『大統領経済報告』は、1947 年 1 月 8 日に発表された。

その構成は妥当なものであり、その後の『大統領経済報告』の基本的枠組を規定するものであった。とりわけ、同報告は、「雇用法」本文にくりかえされる立法目標としての「最大限の雇用、生産、および購買力」というフレーゼオロジーに固執している。

ここで、ノース委員会の経済情勢分析で興味深いことがある。この最初の報告のセクション V では 1947 年について「好ましい要因と好ましくない要因」が指摘されている。興味深いというのは、大戦終結に伴うインフレ要因——住宅需要の急増、企業固定投資の再開、あるいは在庫形成の再開、さらにはヨーロッパからの対米輸入増——が、必要とされる公共事業支出のバックログと同等の「好ましい」要因の中に数えられていることである。こうしたインフレ要因を第 1 次経済報告が「好ましい要因」の中に数えていることは、ノース委員会が「雇用法」制定の基礎にあった認識である戦後恐慌の恐れという観点から経済情勢を見ていたことを意味する。総需要を拡大し、したがって戦後恐慌の恐れを取り除くすべての要因は「雇用法」制定の基礎認識からして「好ましい要因」とみなされたのである。こうして、ノース委

3) Edwin G. Nourse, *Economics in the Public Service: Administrative Aspects of the Employment Act*, N. Y., 1935, p. 125.

4) 同上, pp. 166-167.

員会は、ひとまず「雇用法」制定の原点に立って経済情勢を分析するという立場をとった。

同じく、ノース委員会は、「フィスカル・ポリシー」の政策勧告をできるかぎり避けるという立場をとった。

それは、一面では、「雇用法」制定の事情と、CEA がそのような法を根拠として成立しているという事実をノース委員会が意識していたことから来ている。すでに述べたように、「雇用法」は提案の原案から「失業ギャップ」をおぎなう「補整的スペンディング」という政策措置を削除することによって成立していた。だから、ノース委員会は法制定のこの事情をたえず意識していた。例えば、CEA 起草による最初の「大統領経済報告」において大分類の所得のフローを示す「国民の経済予算」(the Nation's Economic Budgets)と題するセクションⅢを設けるに際して、このような表の提示は、「完全雇用法案」から削除された「補整的スペンディング」の理論を支持するものと解釈されるのではないかとノース委員会は恐れている。結局、同じような表の提示は、すでに1945年の大統領予算教書で与えられていることからして、この手法それ自体は「中立的」なものであるという理由で、セクションⅢの内容は採用された⁵⁾。

しかし、他面では、ノースもキーザリングも共に「フィスカル・ポリシー」を努めて避けようとする政策上のドクトリンをもっていた。上で、ノースとキーザリングが、他の面でいかに異なった見解に立っていたにせよ、政策上のドクトリンでは一致していたと述べたが、ここでそれについてあらためて指摘しておこう。

1947年の第1次経済報告の際立った特徴は、そこに「フィスカル・ポリシー」の積極的提示がないことと、その裏腹の関係として独特のいわば不均衡是正論が提示されていることである。言いかえれば、この経済報告は、アメリカ経済の問題を財とサービスに対する総需要のタームで見るとはならず、各セクターのバランスや所得分配の不

均衡といったタームで見ている⁶⁾。つまり、初代CEAは、初期ニューディールのNRA型政策を唱道する立場に立っていたのである。

もっとも、この見解は初代CEA委員の一致した見解ではなく、ノースとキーザリングの見解であり、委員クラークはそれを是認していなかった。クラークは、ノースの起草にかかる経済報告の原案が、「レッセ・フェール学派とフィスカル・ポリシー学派の欠点」を指摘する際の叙述のあり方に異義を呈し、「誰もそのような極論のいずれをも行っていない」という形で起草のトーンを変えるよう要求したとされている。この事実を指摘するに際して、ノースは、キーザリングと自分の見解をクラークのそれと対照させている⁷⁾。クラークとの対比ではノースとキーザリングの見解に相違はなかったのである。

ノースが、「フィスカル・ポリシー」をたえず留保条件を付したうえでのみ認めていたことは、1953年に書かれた彼自身のことばが示している。

「私の信念では、フィスカル・ポリシーを至上の治療策として過度に単純化したことがマリー[完全雇用]法案原案の大きな欠陥であった。しかも、若干の経済学派には、国民経済の安定化は厳密に定義されたフィスカル・ポリシーと貨幣政策の結合によって実現されるといまなお信じている傾向がある。……しかし、適切かつ包括的な安定化理論を得るためには、われわれは、市場構造の基礎にある原理と経営、労働、および農業の政策と慣習のできる限り十分な把握と定式化を行わなければならないのである」⁸⁾。

こうした初期CEAのありようから分るように、「雇用法」の内実は、たんにCEAの活動だけによって作り出されるものではなかった。CEAと「大統領経済報告」が、アメリカ経済の情勢の変転と、それに対する学界、財界、そして政界の対応策のみあいとそのつどのコンセンサスの達成をまたねばならなかったのである。

6) Herbert Stein, *The Fiscal Revolution in America*, U. of Chicago P., 1969, p. 205.

7) ノース, 上掲, p. 123, 脚注1.

8) 同上, pp. 423-424.

5) 同上, p. 143.

(3)

「雇用法」が立法の一般的目標を規定しているだけで、どのような政策措置をとるべきかについては言及していないことはすでに述べた。ここで明らかにするのは、そのような政策措置、具体的には「フィスカル・ポリシー」の内容についてのコンセンサスの一応の達成である。

「雇用法」の成立に際して、「アタマの固い」人々に、ハンセン的長期停滞論にもとづくスペンディング政策と異なった立場から、法成立を促進した有力な組織は、「経済開発委員会」(CED)であった。1940年代と50年代におけるCEDの1つの課題は、ケインズ理論とケインズ政策のアメリカ本土への土着化であった。

さて、アメリカ合衆国における財政政策の展開のうえて、第2次大戦後、まず問題になるのは、減税問題である。そのきっかけとなったのは、1946年の選挙における共和党の勝利であった。共和党は上下両院において多数派を占めた。(上院のこの「46年組」の1人が悪名高いマッカーシーであった。)

戦争直後の共和党のこの勝利を、共和党の有力者は、大衆のニューディールとその支持者への反発の表現とみなした。1947年に第80議会が、ローズヴェルト大統領の4選の経験をふまえて、同一人の大統領職就任を2期にとどめ、3選以上にのぼることを禁止する憲法修正案を通したのは、この脈絡において理解できることである。共和党のこの反ニューディールのムードを財政政策において表現したものが、共和党による個人所得税減税の提起であった⁹⁾。共和党によれば、民主党は浪費的財政支出の党であり、したがって帰するところ高い税、ないしは増税の党である。この趨勢を逆転させなければならないというのが、共和党減税論の基礎をなす考え方であった。

もっとも、ここで1947年から48年にかけての減税論争に立入ることはしない。アメリカ合衆国における増減税論争や実際に実施された増減税措

置の効果については、長いパースペクティブから見たケース比較が必要であり、そのほうが実り多いように思われるからである。したがって、これは今後の課題として残しておくことにする。

さて、CEDによる精力的なフィスカル・ポリシーの提起は、「雇用法」成立の前後を貫いて行われた。CEDのレポートは、「雇用法」成立までは、そのような法に代表される政策目標の提起と同時に「口に苦くない」良薬としての「フィスカル・ポリシー」の説明を特徴としていた。「雇用法」成立以後は、同法に欠けていた政策措置の空白を埋める一層具体的な政策提起を特徴としていた。

さて、CEDの政策提起を、その独自の展開が始まる前の、当初の段階で扱えば、その最大の特徴は、1930年代末におけるハンセン的長期停滞論にもとづくスペンディング政策の唱道に対する対案として提起されたことであった。民間の企業活動に由来する支出の流れが停滞しているとき、連邦政府が公債の発行によって民間の余剰資金を吸収し、これによってスペンディングを拡大するという処方箋は、大不況から脱出するための特效薬であると「長期停滞論者」は考えた。1930年代末に多くの若き経済学者はこの思考の回路を通してアメリカナイズされたケインジアンに改宗した。それは、長びく大不況のもとでは目の醒めるような政策提起であった。しかし、ビジネス界は、このスペンディング政策の当然の帰結のように思われる資金の「クラウドディング・アウト」と増税を何よりもまず懸念した。ビジネス界の財政に対する基本的原則的要求は、均衡予算であった。

これに対して、CEDは、予算の支出側だけではなく、歳入の側にも目を配った財政政策を打ち出した。上で見た戦後の減税論争を先取りするかのようになり、CEDは、「租税政策と予算政策」という観点からのフィスカル・ポリシーを打ち出したのである。その基本的構想は、次の2つのセンテンスからなる命題に集約されていると言ってよい。

「租税構造と予算は、高水準での雇用のもとで、連邦債の本格的減少を可能にするよう作成されなければならない。そのうち、高水準の雇用と生産を維持するのに等しい額の公債が償還されるべき

9) A. E. Holmans, *United States Fiscal Policy 1945-1950*, Oxford U. P., 1961, pp. 58-60.

である」¹⁰⁾。

この提案の含意は、税率をどこに設定すべきかにある。CEDは、雇用と国民所得の高水準のもとで、予算を均衡化させると同時に、国債を償還するに足る財政余剰を生み出すような税率を設定すべきであることを提案したのである。

ここに「雇用の高水準」と言う場合、それはどの程度の水準なのか直ちに問われることである。この点でCEDは、1944年のこの時点で、4%の失業率は許容範囲内にあるという見解をすでに打ち出していた。あとあと、1945年「完全雇用法案」論争の過程で、「完全雇用」のもとで一体何%の失業率が許容されるのかといった議論がややシニカルな形で提出される前に、CEDは、4%程度の非自発的失業は、労働移動に帰せられる範囲内に属するものであると規定していたのである。

他方、この場合、どの程度の水準での財政余剰を想定して税率を設定するかは明らかではない。しかし、ここで注目すべきは、このような原理によって税率と税構造を決定すべきであるという考え方そのものである。

CEDの政策提起において重要なのは、このようにして設定された税率は不変のままに維持されるべき税率であるということであった。CEDにとって、経済の安定化とは、何よりもまず、税率の安定化であった。なぜなら、第1に、企業がプロジェクトに乗り出すとき、多少とも長期的に安定した税率を前提できることは、促進要因をなすし、第2に、目標値としての歳入を確保するために、不況期には税率を上げ、好況期には税率を下げるという考え方は、経済を安定化させるという観点からすれば、明らかに非現実的であり、画にかいたモチでしかないことは現実の経験が示していた。

同時に、税率の安定化には、もうひとつの効果が期待されていた。税率を一定に維持しておけば、好況期には、国民所得の増大、それゆえまた税金と財政余剰の増大をもたらす、それはそれでまた好況期に伴うインフレ圧力を抑えるであろう。逆

に、不況期においては、国民所得と連邦政府の歳入が減少し、失業補償のような政府支出が増大し、財政余剰が減少するであろう。こうして、税率をコンスタントに維持したもとの政府予算はアメリカ経済の安定化に資する「安定化予算」となるであろうというのが、CEDの結論であった。すなわち、CEDは、のちに「ビルト=イン・スタビライザー」と呼ばれることになった租税効果をすでに打ち出していたことになる。

次に、CEDのこの反循環政策は、年々の財政を均衡させることを理想とする財政観を打破した。財政均衡主義はすでに長期にわたって人々の考え方を支配してきた。行政府も議会もビジネスマンも、財政について少なくとも語りうる唯一のことは、それがバランスしなければならず、しかも年々のペースでバランスしなければならないということであった。大不況と第2次大戦を経たあとで、それがどれだけ真剣に受けとめられていたかは疑問である。しかし、CEDが、年々の財政均衡化の努力が、政府債の削減と歳入の統制に対してどのような効果をもつか、あるいは、短期の経済安定化という観点からして好ましいのかどうかという「内在的」な根拠からそれを否定したことは、財政均衡主義という考え方をめぐる事情を一変させた。もちろん、CEDの問題提起によって、財政均衡主義を唱道する保守派がいなくなったというわけではない。しかし、保守派はもはや祭礼で呪文を唱えるように均衡主義をくりかえすわけには行かなくなった。そして、財政均衡主義を多少とも理論的に裏づけようと試みれば、保守派はリベラル派との実質的な議論に入らなければならなくなった。財政均衡主義は、保守派がリベラル派に投げつけるべき手頃な石ではなくなりつつあった。

こうして、ほぼ以上の内容をもつCEDの提案が出された。その内容を最も端的に示すことばは、「安定した税率の自動安定化効果」である。「安定した税率は、民間支出と、それによって全体としての経済的諸条件に対して安定化効果を自動的に与える。この効果は即効的であり、経済的諸条件の変化するとき直ちに自己を逆転させ、経済情勢の予測ないしは解釈のいかんに左右されること

10) スタイン、上掲、p. 492、注 35。

はない¹¹⁾。

安定した税構造の自動安定化効果を中心におく CED のフィスカル・ポリシーの提起は、1940 年代末に急速にアカデミックな経済学者の支持するところとなり、1949 年 9 月には、この政策を唱道する 16 人の専門的経済学者の声明、すなわち「プリンストン宣言」が発表された。これには、サムエルソンからフリードマンに至る多種多様の見解をもつ経済学者が一致して署名を行った¹²⁾。

そして、この「プリンストン宣言」の内容を公式の政策勧告として承認したのが、「合同経済委員会」の「ダグラス小委員会」報告であった。同報告の「連邦財政政策」のセクションは、なかならず、次のように指摘している¹³⁾。

「連邦財政政策はたんに経済的不安定の増大を避けるだけでなく、安定化に積極的かつ有力な貢献をなし、同時に、税の公平とインセンティブ、および支出の節約を促進するものであるべきであるとわれわれは勧告する。国民所得の変動を考慮することなく年々の予算を均衡化させるという原理のもとづく政策はこのテストに耐えられない。なぜなら、もしも実際にこの政策が追求されるならば、デフレと失業の時期に、税率の急激な増大かもしくは政府支出の急激な減少が必要となり、したがって後退を激化させ、インフレ的ブームの時期に税率の顕著な削減かもしくは支出の増大が

必要となり、インフレを加速化させるであろう。安定化に資するための政策は、繁栄と相対的に完全な雇用の時期において支出を超える収入の余剰を生み出し、デフレと異常に高い失業の時期に収入を超える支出の余剰を生みだすものでなくてはならない」。

以上、1946 年「雇用法」には欠けていたフィスカル・ポリシーの政策措置のあり方については、CED での検討と膨塚による「安定した税率の自動安定化効果」を中核とする政策で一応のコンセンサスを見た。以上が本稿で指摘してきたコンセンサスの内容である。CED=ダグラス小委員会型のこのコンセンサスは、税制の「自動性」(automaticity)を強調し、財政政策の「裁量性」の比重が小さいので、その後の経験と予測技術の進展をふまえて、裁量の余地をあらためて強調する議論がのちに提出される¹⁴⁾。それはともあれ、1940 年代から 50 年代初めにおいて達成されたコンセンサスは以上のものであった。

さて、以上に見たフィスカル・ポリシーと並んで、同じ時期に連邦準備制度の独立性をより十全に果たさせる財務省と連邦準備制度とのあいだの歴史的「諒解」(Accord)が達成された。この 1951 年 3 月の「諒解」に至るまで、貨幣=金融政策にはそれにふさわしい役割が与えられていなかった。連邦準備制度は、資金面から、大戦中に増大した政府証券の買支えにもっぱら縛りつけられていたのである。この「諒解」によって金融政策は戦後の展開を開始する。これについては次稿において検討することにする。

(一橋大学経済研究所)

11) Committee for Economic Development, *Monetary and Fiscal Policy for Greater Economic Stability*, Dec., 1948, p. 39.

12) "Federal Expenditure and Revenue Policy for Economic Stability," *American Economic Review*, Dec. 1949, pp. 1263-68.

13) Joint Committee on the Economic Report, *Monetary, Credit, and Fiscal Policies*, 81st Cong., 2nd Sess., Sen. Dco. No. 129, Washington, 1950, pp. 11-12.

14) Walter Heller, "CED's Stabilizing Budget Policy after Ten Years," *American Economic Review*, Sept. 1957, pp. 634-51.